

下水道局「週休2日制確保工事」実施要領

1 目的

将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指し、週休2日制確保工事の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

次のいずれかによる発注方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で、取り組む方式

2-1 発注者指定方式

土木工事、建築工事（建築設備工事含む。以下「建築工事」という。）及び下水道用設備工事（以下「設備工事」という。）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とできる。

(1) 対象期間（本要領3(2)参照）が1か月（約30日）未満の工事

(2) 単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例① 災害復旧工事

例② 供用時期が公表されている工事

(4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

(5) その他、発注者が指定する工事

なお、発注者は、別添2を参考に、あらかじめ、特記仕様書等に対象工事である旨を記載する。

受注者は、週休2日の取組を希望しない場合、現場施工に着手する日（現場事務所の設置日、資機材の搬入日、仮設工事が開始される日等。以下「現場着手日」という。）までに、希望しない理由を付して発注者に報告する（別添1参照）。

2-2 受注者希望方式

受注者希望方式は、発注者指定方式を除く土木工事、建築工事及び設備工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は、対象外とできる。

- (1) 対象期間（本要領 3 (2) 参照）が 1 か月（約 30 日）未満の工事
- (2) 単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) その他、発注者が指定する工事

なお、発注者は、別添 2 を参考に、あらかじめ、特記仕様書等に対象工事である旨を記載するものとする。

受注者は、週休 2 日の取組を希望するか否かについて、現場着手日までに、発注者に対し、協議するものとする（別添 1 参照）。ただし、週休 2 日を理由とした工期延伸は行わない。

3 週休 2 日の考え方

- (1) 週休 2 日とは対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。
なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 5 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 工期の変更

工期の変更理由が以下の(1)から(3)までに示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 積算方法

- (1) 書類作成費用

週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

(2) 経費の補正

【土木工事の場合】

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率^{※1} 21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

※1 現場閉所率の算出に当たっては、別添5を参考とすること。

ア 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04
- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械賃料 1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械賃料 1.01

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工 ※1		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工 ※2	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

※は、積算基準（管路・開削編）における下記の市場単価を示す。

※1 組立人孔設置工

※2 小型ます設置工

【建築工事の場合】

現場閉所率が4週6休以上（現場閉所率^{※1} 21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により積算する。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、設計単価表に定める労務単価に下記の補正係数を乗じて補正する。交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

- ・4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

1.05

- ・4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

- ・4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

1.01

イ 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、積算基準（建築施設編）2-1-5-2 改修工事の積算に用いる単価の適用による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、積算基準（建築施設編）表 2-1-4、表 2-1-5、表 2-1-6 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

【設備工事の場合】

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、共通仮設費率及び現場管理費率を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械経費（賃料）に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

ア 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費（賃料） 1.04

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04
- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械経費（賃料） 1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械経費（賃料） 1.01

6 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。

7 業務の流れ

(1) 工事発注時

ア 発注者指定方式の場合

発注者は、本要領2により週休2日制確保工事を選定した上で、当初設計時に4週8休として経費の補正を行い、案件公表時の告知及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事（発注者指定方式）である旨を記載する（別添2参照）。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じ補正分を減額変更する。

イ 受注者希望方式の場合

発注者は、本要領 2 により週休 2 日制確保工事を選定した上で、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休 2 日制確保工事（受注者希望指定方式）である旨を記載する（別添 2 参照）。

(2) 工事契約時

ア 発注者指定方式の場合

発注者は、週休 2 日制確保工事の実施について、遅くとも現場着手日までに、受注者の意向を確認する。受注者より、週休 2 日制確保工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、週休 2 日制確保工事を実施しない場合には、経費の補正の対象とならないように減額変更を行う。

イ 受注者希望方式の場合

発注者は、週休 2 日制確保工事の実施について、遅くとも現場着手日までに、受注者に意向を確認する。受注者が希望した場合は、週休 2 日制確保工事の対象とすることができる。

なお、経費については、現場閉所の達成状況に応じ、補正分を増額変更する。

(3) 工事施工時

ア 受注者は、別添 3 を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」

（以下「計画書」という。）を発注者へ報告する。（報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都下水道局）統一 26 様式（以下「統一 26 様式」という。）による。）

この計画書の提出は、月単位を原則とする。提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には、現場着手日を明示する。

なお、メールや工程表等で現場閉所の計画を報告している場合は、計画書の提出は不要とする。

イ 受注者は、広報板や工事看板等を設置する際は、これらに「週休 2 日制確保工事」である旨を記載するよう努める。

ウ 発注者は、受注者より提出された計画書や工程表等により、現場閉所の計画を確認する。

エ 受注者は、現場閉所を行うにあたっては、別添 4 を参考とし、「現場閉所届（休工届）」を発注者へ提出する。

なお、発注者に現場閉所をする旨、メールや週間工程表、作業日報等で報告している場合は、「現場閉所届（休工届）」の提出は不要とする。ただし、休日^{※2}（平成元年東京都条例第 10 号第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日）及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」が提出されていなければ、現場閉所と判断する。

(参考) 提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	現場閉所届を提出 (メール報告等での代替可)	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

なお、発注者への現場閉所の報告は、事前に実施することを原則とするが、予定外の現場閉所日についてはこの限りではない。

※2 休日について（東京都の休日に関する条例（抜粋））

<p>(参考) 休日について</p> <p>○東京都の休日に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成元年三月一七日 条例第一〇号</p> <p>東京都の休日に関する条例を公布する。</p> <p>東京都の休日に関する条例 (東京都の休日)</p> <p>第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <p>一 日曜日及び土曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日</p> <p>三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。</p> <p>(平四条例一二三・一部改正)</p>

(4) 工事完了後

受注者は、工事完了日確定後速やかに、別添5を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。

(5) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、「5 積算方法」のとおり、最終変更契約時に設計変更を行う。

(6) アンケートへの回答

受注者は、工事完了後、アンケートに回答の上、発注者に提出する。

なお、アンケートの様式は、東京都下水道局ホームページより入手できる。

[\(https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/\)](https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/)

8 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」や「工程表」等をもとに、取組を確認する。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

9 適用

この要領は、令和5年2月1日以降に公表する案件から適用する。

なお、庁舎等の営繕工事については、本要領の対象外とする。